

大阪府リサイクル製品認定要領新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、大阪府循環型社会形成推進条例（平成15年3月25日大阪府条例第6号。以下「条例」という。）第12条に規定する再生品の認定について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定申請の募集)</p> <p>第2条 大阪府は、再生品の認定を行うため、年2回、認定申請の募集を行うものとする。</p> <p>(認定申請)</p> <p>第3条 再生品の認定を受けようとする者は、認定申請の募集期間内に、次の各号に掲げる事項を記載した様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 別表第1に掲げる分類番号及び品目名 三 製品名 四 製品の主な仕様 五 製造加工場所の名称及び所在地 六 大阪府内の主な販売拠点の名称及び所在地 七 販売の方法等 八 製品の原材料の状況 九 品質保証に関する規格等の適合状況 十 生産及び販売するにあたって必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許認可等 十一 製品の品質・安全性への配慮 十二 環境法令等の遵守状況 <u>十三</u> 製品の使用済品の回収状況及びリサイクルの状況 <u>十四</u> 年間生産及び年間販売量又はこれらの申請時における予定数量 <u>十五</u> 販売価格又は標準小売価格 <u>十六</u> 販売開始日又は販売開始予定日 <u>十七</u> その他の参考事項 	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、大阪府循環型社会形成推進条例（平成15年3月25日大阪府条例第6号。以下「条例」という。）第12条に規定する再生品の認定について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定申請の募集)</p> <p>第2条 大阪府は、再生品の認定を行うため、年2回、認定申請の募集を行うものとする。</p> <p>(認定申請)</p> <p>第3条 再生品の認定を受けようとする者は、認定申請の募集期間内に、次の各号に掲げる事項を記載した様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 別表1に掲げる分類番号及び品目名 三 製品名 四 製品の主な仕様 五 製造加工場所の名称及び所在地 六 大阪府内の主な販売拠点の名称及び所在地 七 販売の方法等 八 製品の原材料の状況 九 品質保証に関する規格等の適合状況 十 生産及び販売するにあたって必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許認可等 十一 製品の品質・安全性への配慮 十二 環境法令等の遵守状況 <u>十三</u> 年間生産及び年間販売量又はこれらの申請時における予定数量 <u>十四</u> 販売価格又は標準小売価格 <u>十五</u> 販売開始日又は販売開始予定日 <u>十六</u> その他の参考事項

改正後	改正前
<p>2 前項の申請には、当該再生品のサンプル及び写真並びに次の各号に掲げる書類又は図面を添付するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該製品のサンプル及び写真 二 申請者の事業概要を示す書類 三 当該製品の製造加工場所の付近見取図 四 当該製品の製造加工工程図 五 当該製品の説明書等 六 第5条の基準に適合していることを証する書類 七 再申請の場合にあっては、前回の認定証の写し 八 その他審査に必要な書類、図面 <p>3 第1項の申請は、次の各号のいずれにも該当する者がすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該製品を自ら製造又は販売する者 二 当該製品の製造又は販売の拠点を大阪府内に有する者 <p>4 知事は、第1項の申請が、第4条及び第5条の規定に適合すると認めるときは、様式第2号による大阪府認定リサイクル製品認定証を交付するものとする。</p> <p>(認定対象製品)</p> <p>第4条 認定の対象となる製品は、別表第1に定める品目のうち、現在府内で販売され又は再生品の認定を受けた日から6か月以内に府内で販売されることが確実で、次の各号のいずれにも該当する再生品とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 府内で発生する循環資源を使用し、日本国内で製造された製品であること。 二 生活環境汚染防止に関する措置が講じられている事業場において、適法に製造された製品であること。 <p>(認定基準等)</p> <p>第5条 認定の基準等は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(変更等の届出)</p>	<p>2 前項の申請には、当該再生品のサンプル及び写真並びに次の各号に掲げる書類又は図面を添付するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該製品のサンプル及び写真 二 申請者の事業概要を示す書類 三 当該製品の製造加工場所の付近見取図 四 当該再生品の製造加工工程図 五 当該再生品の説明書等 六 第5条の基準に適合していることを証する書類 七 再申請の場合にあっては、前回の認定証の写し 八 その他審査に必要な書類、図面 <p>3 第1項の申請は、次の各号に掲げる者でなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該再生品を自ら製造又は販売する者 二 大阪府内に認定を受けようとする製品の製造又は販売の拠点を有する者 <p>4 知事は、第1項の申請が、第4条及び第5条の規定に適合すると認めるときは、様式第2号による大阪府認定リサイクル製品認定証を交付するものとする。</p> <p>(認定対象製品)</p> <p>第4条 認定の対象となる製品は、別表1に定める品目のうち、現在府内で販売され又は再生品の認定を受けた日から6か月以内に府内で販売されることが確実で、次の各号に掲げる要件に適合する再生品とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 府内で発生する廃棄物を使用し、日本国内で製造された再生品であること。 二 生活環境汚染防止に関する措置が講じられている事業場において、適法に製造された製品であること。 <p>(認定基準)</p> <p>第5条 認定の基準は、別表2のとおりとする。</p> <p>(変更等の届出)</p>

改正後	改正前
<p>第6条 再生品の認定を受けた者は、第3条第1項第一号及び第三号の事項に変更があったとき又は認定を受けた製品の一部を廃止するときは、変更又は廃止のあった日から30日以内に様式第3号により、大阪府認定リサイクル製品認定証を添えて、その旨を<u>知事に</u>届け出なければならない。ただし、第3条第1項第三号の事項の変更に伴い第9条第1項第二号の規定により認定の効力を失効する場合を除く。</p> <p>2 <u>再生品の認定を受けた者は、第3条第1項第十三号に掲げる事項に変更があったときは、変更のあった日から30日以内に様式第3号により、大阪府認定リサイクル製品認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。また、第3条第2項第六号に掲げる書類を添付するものとする。</u></p> <p>3 再生品の認定を受けた者は、第3条第1項第四号から第十二号に掲げる事項に変更があったときは変更のあった日から30日以内に様式第3号により、その旨を<u>知事に</u>届け出なければならない。また、第3条第1項第五号に掲げる事項に変更があったときは第3条第2項第三号に掲げる図面、第3条第1項第八号から第十二号に掲げる事項に変更があったときは、第3条第2項第六号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第3条第1項第五号及び第六号並びに第八号から第十二号に掲げる事項の変更に伴い第9条第1項第二号の規定により認定の効力を失効する場合を除く。</p> <p>4 再生品の認定を受けた者の地位を承継した者は、地位を承継した日から30日以内に様式第3号により、地位を承継したことを証する書類及び大阪府認定リサイクル製品認定証を添えて、その旨を<u>知事に</u>届け出なければならない。</p> <p>5 認定を受けた再生品について、その認定を廃止するときは、廃止した日から30日以内に様式第4号により、大阪府認定リサイクル製品認定証を添えて、その旨を<u>知事に</u>届け出なければならない。</p> <p>6 知事は、第1項、第2項及び第4項の届出があったときは、大阪府認定リサイクル製品認定証を書換えのうえ、再交付するものとする。</p> <p>(認定製品に係る表示)</p>	<p>第6条 再生品の認定を受けた者は、第3条第1項第一号及び第三号の事項に変更があったとき又は認定を受けた製品の一部を廃止するときは、変更又は廃止のあった日から30日以内に様式第3号により、大阪府認定リサイクル製品認定証を添えて、その旨を届け出なければならない。ただし、第3条第1項第三号の事項の変更に伴い第9条第1項第二号の規定により認定の効力を失効する場合を除く。</p> <p>2 再生品の認定を受けた者は、第3条第1項第四号から第十二号に掲げる事項に変更があったときは変更のあった日から30日以内に様式第3号により、その旨を届け出なければならない。また、第3条第1項第五号に掲げる事項に変更があったときは第3条第2項第三号に掲げる図面、第3条第1項第八号から第十二号に掲げる事項に変更があったときは、第3条第2項第六号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第3条第1項第五号及び第六号並びに第八号から第十二号に掲げる事項の変更に伴い第9条第1項第二号の規定により認定の効力を失効する場合を除く。</p> <p>3 再生品の認定を受けた者の地位を承継した者は、地位を承継した日から30日以内に様式第3号により、地位を承継したことを証する書類及び大阪府認定リサイクル製品認定証を添えて、その旨を届け出なければならない。</p> <p>4 知事は、第1項及び第3項の届出があったときは、大阪府認定リサイクル製品認定証を書換えのうえ、再交付するものとする。</p> <p>5 認定を受けた再生品について、その認定を廃止するときは、廃止した日から30日以内に様式第4号により、大阪府認定リサイクル製品認定証を添えて、その旨を届け出なければならない。</p> <p>(認定製品に係る表示)</p>

改正後	改正前
<p>第7条 <u>別表第2第二号に掲げる第1区分に認定された再生品</u>については、次に掲げる表示を行うことができる。</p> <p>一 「大阪府認定リサイクル製品」及び「なにわエコ良品」の文字の表示</p> <p>二 知事が別に定める認定マークの表示</p> <p><u>2 別表第2第二号に掲げる第2区分に認定された再生品</u>については、次に掲げる表示を行うことができる。</p> <p>一 「大阪府認定リサイクル製品」及び「なにわエコ良品ネクスト」の文字の表示</p> <p>二 知事が別に定める認定マークの表示</p> <p>(誤認表示の禁止)</p> <p>第8条 再生品の認定を受けた製品以外の製品について、前条に定める表示又はこれと誤認されるおそれのある表示を行ってはならない。</p> <p>(認定の取消し等)</p> <p>第9条 次の各号のいずれかに該当したとき、認定の効力は失効するものとする。</p> <p>一 再生品の認定を受けた日から3年を経過したとき。</p> <p>二 第3条第3項、第4条及び第5条の規定に適合しなくなったとき。</p> <p>三 既に認定を受けた再生品が新たに第3条第4項に基づく大阪府認定リサイクル製品認定証の交付を受けたとき。</p> <p>2 前項第2号の規定により認定の効力を失効したときは、失効した日から30日以内に様式第4号により、大阪府認定リサイクル製品認定証を添えて、その旨を<u>知事に</u>届け出なければならない。</p> <p>3 知事は、次の各号のいずれかに該当したとき、再生品の認定を取り消すことができるものとする。</p> <p>一 第6条<u>第1項から第5項</u>又は前項の規定による届出をしなかったとき。</p> <p>二 大阪府認定リサイクル製品の信用を著しく失墜させるおそれがあるとき。</p>	<p>第7条 認定された再生品については、次に掲げる表示を行うことができる。</p> <p>一 「大阪府認定リサイクル製品」及び「なにわエコ良品」の文字の表示</p> <p>二 知事が別に定める認定マークの表示</p> <p>(誤認表示の禁止)</p> <p>第8条 再生品の認定を受けた製品以外の製品について、前条に定める表示又はこれと誤認されるおそれのある表示を行ってはならない。</p> <p>(認定の取消し等)</p> <p>第9条 次の各号のいずれかに該当したとき、認定の効力は失効するものとする。</p> <p>一 再生品の認定を受けた日から3年を経過したとき。</p> <p>二 第3条第3項、第4条及び第5条の規定に適合しなくなったとき。</p> <p>三 既に認定を受けた再生品が新たに第3条第4項に基づく大阪府認定リサイクル製品認定証の交付を受けたとき。</p> <p>2 前項第2号の規定により認定の効力を失効したときは、失効した日から30日以内に様式第4号により、大阪府認定リサイクル製品認定証を添えて、その旨を届け出なければならない。</p> <p>3 知事は、次の各号のいずれかに該当したとき、再生品の認定を取り消すことができるものとする。</p> <p>一 第6条又は前項の規定による届出をしなかったとき。</p> <p>二 大阪府認定リサイクル製品<u>(なにわエコ良品)</u>の信用を著しく失墜させるおそれがあるとき。</p>

改正後	改正前
<p>4 認定の効力が失効した再生品については、第7条<u>各項</u>に規定する表示を行うことができない。</p> <p>(再生品の認定を受けた者の責務)</p> <p>第10条 再生品の認定を受けた者は、当該製品の生産、流通、販売、使用等において、問題が生じたときは、認定を受けた者が自らの責任においてその処理を行わなければならない。</p> <p>2 再生品の認定を受けた者は、当該製品について、必要に応じて認定基準への適合状況を確認するための試験、検査を実施し、その結果を3年間保存しなければならない。</p> <p><u>3 認定事業者は、毎年6月30日までに、様式第5号により、前年度の販売実績等を知事に報告しなければならない。</u></p> <p>(環境審議会への諮問)</p> <p>第11条 知事は、次の各号に掲げる事項については、あらかじめ大阪府環境審議会の意見を聴かななければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第3条第4項に規定する再生品の認定 二 第4条及び第5条の規定の改定 三 その他再生品の認定に関し必要な事項 <p>(所掌)</p> <p>第12条 この要領に関する事務は、環境農林水産部循環型社会推進室において所掌する。</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則 この要領は、平成16年4月28日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> この要領は、平成18年4月3日から施行する。</p>	<p>4 認定の効力が失効した再生品については、第7条に規定する表示を行うことができない。</p> <p>(再生品の認定を受けた者の責務)</p> <p>第10条 再生品の認定を受けた者は、当該製品の生産、流通、販売、使用等において、問題が生じたときは、認定を受けた者が自らの責任においてその処理を行わなければならない。</p> <p>2 再生品の認定を受けた者は、当該製品について、必要に応じて認定基準への適合状況を確認するための試験、検査を実施し、その結果を3年間保存しなければならない。</p> <p>(環境審議会への諮問)</p> <p>第11条 知事は、次の各号に掲げる事項については、あらかじめ大阪府環境審議会の意見を聴かななければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第3条第4項に規定する再生品の認定 二 第4条及び第5条の規定の改定 三 その他再生品の認定に関し必要な事項 <p>(所掌)</p> <p>第12条 この要領に関する事務は、環境農林水産部循環型社会推進室において所掌する。</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則 この要領は、平成16年4月28日から施行する。</p> <p>この要領は、平成18年4月3日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p><u>附 則</u> この要領は、平成18年8月24日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> この要領は、平成23年5月31日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> この要領は、平成24年6月22日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> この要領は、平成24年11月21日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p>1 この要領は、平成27年10月 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>一 改正前要領の別表1分類番号3の削除に関する規定</p> <p>二 改正後要領の別表第2備考3に関する規定</p> <p>三 改正前要領の別表2「品目ごとに定める基準」「その他について」分類番号3の削除に関する規定</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成28年3月31日に現に別表1分類番号3にて認定されている製品については、平成28年4月1日から平成31年2月28日までは、次の各号に掲げる規定を適用しない。</p> <p>一 改正前要領の別表1分類番号3の削除に関する規定</p> <p>二 改正後要領の別表第2備考3に関する規定</p> <p>三 改正前要領の別表2「品目ごとに定める基準」「その他について」分類番号3の削除に関する規定</p> <p>3 別表1分類番号3にて認定する製品は、改正後要領の別表第2第二号に掲げる第1区分に区分する。</p>	<p>この要領は、平成18年8月24日から施行する。</p> <p>この要領は、平成23年5月31日から施行する。</p> <p>この要領は、平成24年6月22日から施行する。</p> <p>この要領は、平成24年11月21日から施行する。</p>

改正後

改正前

別表第1 (第4条関係)

大阪府リサイクル製品認定対象品目

分類番号	品目		製品例
1～2	(略)		
3	削除	削除	削除
4～16	(略)		
17	再生材料を使用した土木・建築用製品	舗装材	再生加熱アスファルト混合物、再生路盤等
		ボード	(略)
		左官材料・塗装材	(略)
		ルーフィング材	(略)
		断熱材・吸音材料	(略)
		セメント	(略)
		骨材	(略)
18～19	(略)		

※上記対象品目以外のものであっても、現行のエコマーク商品認定基準のある再生品は対象とする。

別表第2 (第5条関係)

一 認定基準等

項目	認定基準等
環境等への配慮	次の基準を満たす環境等に配慮したものであること。 ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月

別表1 (第4条関係)

大阪府リサイクル製品認定対象品目

分類番号	品目		製品例
1～2	(略)		
3	再生舗装材	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材	再生加熱アスファルト混合物、再生路盤等
4～16	(略)		
17	再生材料を使用した建築用製品	ボード	(略)
		左官材料・塗装材	(略)
		ルーフィング材	(略)
		断熱材・吸音材料	(略)
		セメント	(略)
		骨材	(略)
18～19	(略)		

※上記対象品目以外のものであっても、現行のエコマーク商品認定基準のある再生品は対象とする。

別表2 (第5条関係)

大阪府リサイクル製品認定基準

区分	認定基準等
環境等への配慮	次の基準を満たす環境等に配慮したものであること。 ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月

改正後		改正前	
	<p>25 日法律第 137 号) の定める特別管理 (一般・産業) 廃棄物を利用していないこと。</p> <p>イ 製品について、<u>土壤汚染対策法施行規則(平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号)別表第三に掲げる土壤溶出量基準及び別表第四に掲げる土壤含有量基準</u>に適合していること。</p> <p>ウ 製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、環境関連法令及び公害防止協定等を遵守していること。</p> <p>エ 使用にあたって、生活環境の保全上支障を生じる恐れがないこと。</p> <p>オ 品目ごとに別に定める基準に適合していること。</p>		<p>25 日法律第 137 号) の定める特別管理 (一般・産業) 廃棄物を利用していないこと。</p> <p>イ 製品について、<u>環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号) に基づく「土壤の汚染に係る環境基準」</u>に適合していること (別表の備考 2 を除く。)</p> <p>ウ 製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、環境関連法令及び公害防止協定等を遵守していること。</p> <p>エ 使用にあたって、生活環境の保全上支障を生じる恐れがないこと。</p> <p>オ 品目ごとに別に定める基準に適合していること。</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環資源を利用した原材料、製造技術、工事工程等は認定の対象外とする。 ・建設発生土等を利用した埋め戻し材については、認定対象外とする。 ・<u>認定基準等への適合性の判定に用いる循環資源が、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材である再生舗装材(再生加熱アスファルト混合物、再生路盤材等)については、認定対象外とする。</u> <p>二 認定区分</p> <p>イ <u>第一号に掲げる認定基準等に適合する製品を、第 1 区分とする。</u></p> <p>ロ <u>第一号に掲げる認定基準等に適合する製品であって、製品の使用済品を製造者が自ら回収し、使用済品が素材としてリサイクルされる製品を、第 2 区分とする。</u></p>		<p>(備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環資源を利用した原材料、製造技術、工事工程等は認定の対象外とする。 ・建設発生土等を利用した埋め戻し材については、認定対象外とする。 	

改正後					改正前				
品目ごとに定める基準					品目ごとに定める基準				
環境等への配慮について					環境等への配慮について				
分類番号	品目	基準			分類番号	品目	基準		
17	(略)	(略)			17	(略)	(略)		
その他について					その他について				
分類番号	品目		基準		分類番号	品目		基準	
1～2	(略)		(略)		1～2	(略)		(略)	
3	<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>		3	<u>再生舗装材</u>	<u>コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊</u> <u>リサイクル資材</u>	<u>再生加熱アスファルト混合物</u> <u>再生路盤材等</u>	<u>50%</u> <u>50%</u>
4～13	(略)		(略)	(略)	4～11	(略)		(略)	(略)
12	紙などの事務用品	事務用品・雑貨	ノート、けい紙・起案用紙、ファイル・バインダー、綴込表紙、インデックス、付箋紙、ペーパーパッチ		12	紙などの事務用品	事務用品・雑貨	ノート けい紙・起案用紙 ファイル・バインダー 綴込表紙 インデックス 付箋紙 ペーパーパッチ	別表(3)
13～16	(略)		(略)	(略)	13～16	(略)		(略)	(略)

改正後				改正前					
17	再生材料を使用した 土木・建築用製品	舗装材	再生加熱 アスファルト混 合物、再 生路盤材 等	別表(4)に定めた材料を使用し、その再生材料の割合は製品重量全体で再生材料を50%以上使用していること。また、複数の原料区分にまたがって再生材料を使用する場合、再生材料の使用量が製品全体で20%以上のものについては、当該材料について、別表(4)に定められた配合量以上を使用したものであること。	17	再生材料を使用した 建築用製品	ボード	別表(4)に定めた材料を使用し、その再生材料の割合は製品重量全体で再生材料を50%以上使用していること。また、複数の原料区分にまたがって再生材料を使用する場合、再生材料の使用量が製品全体で20%以上のものについては、当該材料について、別表(4)に定められた配合量以上を使用したものであること。	
		ボード					左官材料・ 塗装材		
		左官材料・ 塗装材					ルーフィング材		
		ルーフィング材					断熱材・ 吸音材料		
		断熱材・ 吸音材料					セメント		
		セメント					骨材		
		骨材							
18～19	(略)		(略)	(略)	18～19	(略)	(略)	(略)	

※上記以外の対象品目については、現行のエコマーク商品認定基準に定める配合率。
ただし、大阪府グリーン調達方針に定める配合率を満たしていること。

別表(1)～(5) (略)

※上記以外の対象品目については、現行のエコマーク商品認定基準に定める配合率。
ただし、大阪府グリーン調達方針に定める配合率を満たしていること。

別表(1)～(5) (略)

改正後

様式第1号(第3条関係)

様式第1号(第3条関係)

平成 年 月 日

大阪府知事 様

申請者
住所
氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

大阪府リサイクル製品認定要領第3条第1項の規定により、次のとおりリサイクル製品の認定を申請します。

1 別表第1に掲げる分類番号及び品目名	分類番号	品目名
2 製品名		
3 製品の主な仕様	型番	
	大きさ・重量等	
	用途	
	特徴	
4 製造加工場所	名称	
	所在地	
5 大阪府内の主な販売地点	名称	
	所在地	
6 販売方法等	販売場所及び販売方法	
	製品等に関する問い合わせ先	

大阪府証紙添付

改正前

様式第1号(第3条関係)

様式第1号(第3条関係)

平成 年 月 日

大阪府知事 様

申請者
住所
氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

大阪府リサイクル製品認定要領第3条第1項の規定により、次のとおりリサイクル製品の認定を申請します。

1 別表1に掲げる分類番号及び品目名	分類番号	品目名
2 製品名		
3 製品の主な仕様	型番	
	大きさ・重量等	
	用途	
	特徴	
4 製造加工場所	名称	
	所在地	
5 大阪府内の主な販売地点	名称	
	所在地	
6 販売方法等	販売場所及び販売方法	
	製品等に関する問い合わせ先	

大阪府証紙添付

改正後

7 製品の原材料の状況	循環資源	名称			
		発生場所			
	資源以外の	名称			
		発生場所			
8 品質保証に関する規格等の適合状況					
9 事業及び販売するにあたって必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づく許認可等					
10 製造の品質・安全性への配慮	特別管理廃棄物の使用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	含有の可能性のある場合は、試験の方法等		
	土壌汚染有害物質が含有される可能性の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	含有の可能性のある場合は、試験の方法等		
	品質管理の状況				
	強度・耐久性等	規格・基準	試験の方法等		
11 環境法令等の遵守状況					
12 当該製品の使用済品の回収及びリサイクルの状況		<input type="checkbox"/> 製造者が自ら回収しない、又は、回収できない。 <input type="checkbox"/> 製造者が自ら回収し、使用済品が素材としてリサイクルされる。			
13 年間生産・販売（予定）量					
14 販売価格（標準小売価格）					
15 販売開始（予定）日					
16 その他参考事項					
備考					
1 品質保証に関する規格等とは、日本工業規格（JIS規格）、日本農林規格（JAS規格）、大阪府土木工事共通仕様書、エコマーク商品認定基準、その他認定製品の品質を確認する規格等として適当と認められたものをいう。					
2 環境法令等とは、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例等をいう。					
3 この届出書の提出部数は、正本一部及び写し一部とする。					
（日本工業規格A列4番）					
添付書類等					
1 当該製品のサンプル及び写真					
2 申請者の事業概要を示す書類（会社案内、パンフレット等）					
3 当該製品の製造加工場所の付近見取図					
4 当該製品の製造加工工程図（製造フロー）					
5 当該製品の説明書等					
6 大阪府リサイクル製品認定要領第5条の基準に適合していることを証する書類（JIS規格等への適合確認証明、原材料ごとの成分含有試験の結果書等）					
7 再申請の場合は、前回の大阪府リサイクル製品認定証の写し					
8 その他審査に必要な書類、図面					

改正前

7 製品の原材料の状況	循環資源	名称			
		発生場所			
	資源資源以外	名称			
		発生場所			
8 品質保証に関する規格等の適合状況					
9 事業及び販売するにあたって必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づく許認可等					
10 製造の品質・安全性への配慮	特別管理廃棄物の使用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	含有の可能性のある場合は、試験の方法等		
	土壌汚染有害物質が含有される可能性の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	含有の可能性のある場合は、試験の方法等		
	品質管理の状況				
	強度・耐久性等	規格・基準	試験の方法等		
11 環境法令等の遵守状況					
12 年間生産・販売（予定）量					
13 販売価格（標準小売価格）					
14 販売開始（予定）日					
15 その他参考事項					
備考					
1 品質保証に関する規格等とは、日本工業規格（JIS規格）、日本農林規格（JAS規格）、大阪府土木工事共通仕様書、エコマーク商品認定基準、その他認定製品の品質を確認する規格等として適当と認められたものをいう。					
2 環境法令等とは、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例等をいう。					
3 この届出書の提出部数は、正本一部及び写し一部とする。					
（日本工業規格A列4番）					
添付書類等					
1 当該製品のサンプル及び写真					
2 申請者の事業概要を示す書類（会社案内、パンフレット等）					
3 当該製品の製造加工場所の付近見取図					
4 当該再生品の製造加工工程図（製造フロー）					
5 当該再生品の説明書等					
6 大阪府リサイクル製品認定要領第5条の基準に適合していることを証する書類（JIS規格等への適合確認証明、原材料ごとの成分含有試験の結果書等）					
7 再申請の場合は、前回の大阪府リサイクル製品認定証の写し					
8 その他審査に必要な書類、図面					

改正後

様式第2号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

大阪府認定リサイクル製品認定証

住所(所在地)
氏名 様
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

大阪府循環型社会形成推進条例第12条に基づき、下記のとおり大阪府認定リサイクル製品として認定します。

平成 年 月 日

大阪府知事 印

品目名	
認定番号・製品名	
認定区分	
認定の有効期限	

改正前

様式第2号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

大阪府認定リサイクル製品認定証

住所(所在地)
氏名 様
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

大阪府循環型社会形成推進条例第12条に基づき、下記のとおり大阪府認定リサイクル製品として認定します。

平成 年 月 日

大阪府知事 印

品目名	
認定番号・製品名	
認定の有効期限	

改正後

様式第3号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)
大阪府認定リサイクル製品変更等届出書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

届出者
住所
氏名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

第1項
第2項
第3項
第4項

大阪府リサイクル製品認定要領第6条 の規定により、次のとおり変更等を届け出ます。

認定番号、製品名	
認定年月日	
変更等の年月日	
変更等の項目	<input type="checkbox"/> 認定を受けた製品うちの一部廃止
	<input type="checkbox"/> 再生品の認定を受けた者の地位を承継
	<input type="checkbox"/> 氏名(名称)の変更
	<input type="checkbox"/> 住所(所在地)の変更
	<input type="checkbox"/> 代表者の変更
	<input type="checkbox"/> 製品名の変更
	<input type="checkbox"/> 製品の主な仕様(大きさ、重量等に際る。)
	<input type="checkbox"/> 製造加工場所の名称又は所在地の変更
	<input type="checkbox"/> 大阪府内の主な販売拠点の名称又は所在地の変更
	<input type="checkbox"/> 販売の方法等(製品等に関する問い合わせ先に限る。)
	<input type="checkbox"/> 製品の原材料の状況
	<input type="checkbox"/> 品質保証に関する規格等の適合状況
	<input type="checkbox"/> 生産及び販売するに基き必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき許認可等
<input type="checkbox"/> 製品の品質・安全性への配慮	
<input type="checkbox"/> 環境法令等の遵守状況	
<input type="checkbox"/> 当該製品の使用済品の回収及び再処理の状況	
変更等の内容	(変更前) (変更後)
備考	1 変更等の該当するものにチェックを入れ、当該項目の変更内容(変更前と変更後等)を記載すること。 (日本工業規格A列4番)
添付書類等	当該製品にかかる大阪府認定リサイクル製品認定証

改正前

様式第3号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)
大阪府認定リサイクル製品変更等届出書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

住所
氏名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

第1項
第2項
第3項

大阪府リサイクル製品認定要領第6条 の規定により、次のとおり変更等を届け出ます。

認定番号、製品名	
認定年月日	
変更等の年月日	
変更等の項目	<input type="checkbox"/> 認定を受けた製品うちの一部廃止
	<input type="checkbox"/> 再生品の認定を受けた者の地位を承継
	<input type="checkbox"/> 氏名(名称)の変更
	<input type="checkbox"/> 住所(所在地)の変更
	<input type="checkbox"/> 代表者の変更
	<input type="checkbox"/> 製品名の変更
	<input type="checkbox"/> 製品の主な仕様(大きさ、重量等に際る。)
	<input type="checkbox"/> 製造加工場所の名称又は所在地の変更
	<input type="checkbox"/> 大阪府内の主な販売拠点の名称又は所在地の変更
	<input type="checkbox"/> 販売の方法等(製品等に関する問い合わせ先に限る。)
	<input type="checkbox"/> 製品の原材料の状況
	<input type="checkbox"/> 品質保証に関する規格等の適合状況
	<input type="checkbox"/> 生産及び販売するに基き必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき許認可等
<input type="checkbox"/> 製品の品質・安全性への配慮	
<input type="checkbox"/> 環境法令等の遵守状況	
変更等の内容	(変更前) (変更後)
備考	1 変更等の該当するものにチェックを入れ、当該項目の変更内容(変更前と変更後等)を記載すること。 2 この届出書の提出部数は、正本一部及び写し一部とする。 (日本工業規格A列4番)
添付書類等	当該製品にかかる大阪府認定リサイクル製品認定証

改正後

様式第4号(第6条、第9条関係)

様式第4号(第6条、第9条関係)

大阪府認定リサイクル製品廃止届出書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

届出者
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

大阪府リサイクル製品認定要領 第6条第5項 第9条第2項 の規定により、次のとおり届け出ます。

認定番号、製品名	
認定年月日	
廃止年月日	
廃止の理由	
備考 この届出書の提出部数は、正本一部及び写し一部とする。 (日本工業規格A列4番)	

添付書類等
当該製品にかかる大阪府認定リサイクル製品認定証

改正前

様式第4号(第6条、第9条関係)

様式第4号(第6条、第9条関係)

大阪府認定リサイクル製品廃止届出書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

大阪府リサイクル製品認定要領 第6条第5項 第9条第2項 の規定により、次のとおり届け出ます。

認定番号、製品名	
認定年月日	
廃止年月日	
廃止の理由	
備考 この届出書の提出部数は、正本一部及び写し一部とする。 (日本工業規格A列4番)	

添付書類等
当該製品にかかる大阪府認定リサイクル製品認定証

改正後

改正前

様式第5号(第10条関係)

様式第5号(第10条関係)

大阪府認定リサイクル製品実績等報告書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

報告者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

大阪府リサイクル製品認定要領第10条第3項の規定により、次のとおり報告します。

認定番号、製品名					
認定年月日					
実績集計期間					
生産量 ^{※※※}	(単位:)				
販売数量	<table border="1"> <tr> <td>(単位:)</td> <td>うち、大阪府に所在する購入者 あてで販売した数量^{※※※}</td> </tr> <tr> <td>(単位:)</td> <td>(単位:)</td> </tr> </table>	(単位:)	うち、大阪府に所在する購入者 あてで販売した数量 ^{※※※}	(単位:)	(単位:)
(単位:)	うち、大阪府に所在する購入者 あてで販売した数量 ^{※※※}				
(単位:)	(単位:)				
販売額 ^{※※※}	<table border="1"> <tr> <td>(単位: 千円)</td> <td>うち、大阪府に所在する購入者 あてで販売した額^{※※※}</td> </tr> <tr> <td>(単位: 千円)</td> <td>(単位: 千円)</td> </tr> </table>	(単位: 千円)	うち、大阪府に所在する購入者 あてで販売した額 ^{※※※}	(単位: 千円)	(単位: 千円)
(単位: 千円)	うち、大阪府に所在する購入者 あてで販売した額 ^{※※※}				
(単位: 千円)	(単位: 千円)				

備考

- この報告書の提出部数は、正本一冊とする。
- 報告者が販売者の場合は、生産量は把握している場合のみ記入する。
- 販売額は販売額を記入する。
- 大阪府に所在する購入者あてで販売した数量及び販売した額は、把握している場合のみ記入する。

(日本工業規格A列4番)